

第 178 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期日 平成 27 年 2 月 2 日(月)  
場所 ホテルプラザ菜の花「菜の花」

## 目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会 .....	1
2. 都市整備局長挨拶 .....	1
3. 定足数の報告 .....	1
4. 新任委員の紹介 .....	1
5. 議長の指定 .....	2
6. 議事録署名人の指名 .....	2
7. 非公開議案等の審査 .....	2
8. 議案審議 .....	3
第1号議案 .....	3
第2号議案 .....	4
第3号議案 .....	6
9. 閉 会 .....	8

第178回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成27年2月2日（月）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議  
第1号議案 ～ 第3号議案
- 9 閉 会

第178回千葉県都市計画審議会  
 平成27年2月2日(月曜日)  
 於・ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」  
 午後1:30～午後2:00  
 出席委員 20名

第178回千葉県都市計画審議会出席委員  
 (順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	屋井鉄雄	都市計画・土木
	青柳俊一	経済
	橋本都子	建築
	鶴岡宏祥	農業
県議会の議員	河上茂	千葉県議会議員
	石井宏子	千葉県議会議員
	矢崎堅太郎	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
	松戸隆政	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	細田隆 (代理・中村佳子)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	末松広行 (代理・鎌田敏一)	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課課長補佐)
	畠山一成 (代理・戸川哲宏)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 総務企画部企画課課長補佐)
	又野己知 (代理・泰間隆)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官)
	越智繁雄 (代理・松浦利之)	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所長)
	黒木慶英 (代理・倉本武夫)	千葉県警察本部長 交通部交通規制課長)
市町村の長を 代表する者	小坂泰久	酒々井町長
市町村議会の 議長を代表 する者	宇留間又衛門	千葉市議会議長
	滝口敏夫	木更津市議会議長
	大澤義和	栄町議会議長

第 1 7 8 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 2 7 年 2 月 2 日 提 出

- 第 1 号議案 市川都市計画臨港地区の決定について
- 第 2 号議案 佐倉都市計画道路の変更について
- 第 3 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物  
処理施設）の敷地の位置（富津市）について

## 1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第178回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

## 2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに早川都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

早川都市整備局長 都市整備局長の早川でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、また大変寒い中をご出席のほど、まことにありがとうございます。

本日の審議会は、7月に引き続き本年度2回目の審議会となります。

本日の審議会の議案としては、市川市の臨港地区の決定が1議案、佐倉市の都市計画道路の変更が1議案、富津市の建築基準法関連が1議案、計3議案です。

議案等の内容については後ほど担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

甚だ簡単ですが、開会にあたり、ご挨拶とさせていただきます。

司 会 続きまして、配付資料の確認をお願いします。

1. 第178回千葉県都市計画審議会議案書
2. 議事日程
3. 委員名簿
4. 座席表

以上です。

不足等ありましたら、事務局までお申し出ください。

## 3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告します。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ20名で、千葉県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。

## 4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会の委員のうち、新たにご就任いただいた方を紹介させていただきます。

はじめに、学識経験者委員である千葉県農業会議の鶴岡様です。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、千葉県警察本部長の黒木様にご就任いただいておりますが、本日は、代理として交通部交通規制課長の倉本様にご出席いただい

ております。

以上で新たにご就任いただいた方の紹介を終わらせていただきます。

なお、本日ご出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

## 5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、千葉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、北原会長、よろしくお願いたします。

会 長 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。議長を務めさせていただきます。

最初に事務局に確認ですが、事前に送っていただいた議案書とは別に、今日、卓上に議案書が配付されていますが、これは差し替えということでしょうか。

事務局 事前に資料を配布させていただいた委員の皆様においては、最後の第3号議案に文字の修正が一部あり、その分の差し替えという形で用意させていただきました。

## 6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

青 柳 委 員

石 井 委 員

よろしくお願いたします。

## 7. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、今日ご審議いただく案件は、臨港地区の決定が1議案、都市計画道路の変更が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が1議案の3議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局からの提案はありますか。

事務局 本日の審議会に付議された3議案は、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に該当する「非公開案件はない」ということでしょうか。

会 長 ただいまの事務局提案について、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、今日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

次に、傍聴人がいらっしゃいましたら、事務局は入場させてください。

事務局 本日、傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 それでは、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

事務局 報道関係者の方も本日はお見えになっておりません。

## 8. 議 案 審 議

会 長 今日ご審議いただく案件は3件です。いずれも重要な案件ですので、十分にご審議くださるようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明は簡潔にお願いします。

### 第 1 号 議 案

会 長 それでは、

第 1 号 議 案 市川都市計画臨港地区の決定について  
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 1 号 議 案 市川都市計画臨港地区の決定について説明いたします。

はじめに、今回ご審議いただく臨港地区について説明いたします。

臨港地区は、港湾施設を良好な状態で維持し、埠頭からの貨物の荷揚げ、荷さばき・運搬など港湾の管理運営を円滑に進めるとともに、港湾が持つ機能を十分に発揮させ、適正な土地利用を誘導するため都市計画決定するものです。

なお、臨港地区の決定権者は、国際拠点港湾や重要港湾などは都道府県知事が決定することとなっております。

スクリーンをご覧ください。

臨港地区は、港湾法による港湾計画に基づき、地権者等の調整や港湾審議会の同意の後、港湾管理者からの申出を受け、都市計画の用途地域などと同じ地域地区として都市計画決定を行うものです。

臨港地区が決定されますと、港湾法に基づき、建築などの一定行為について港湾管理者への届出義務が生じるほか、港湾管理上支障となる行為については変更等を勧告することができます。

また、港湾管理者は、必要に応じ港湾の機能を区分した分区を指定し、建築物の用途の規制や緩和を行うことができることとなっております。

次のスクリーンをご覧ください。

千葉港は、北は市川市から南は袖ヶ浦市まで6市に及ぶ日本一の広さを持つ国際貿易港です。現在、国際拠点港湾に指定されております。

県では、千葉港港湾計画に基づき、平成 15 年に臨港地区の指定に関する計画を策定し、順次、地権者や関係機関との調整が整ったものから臨港地区の決定を行うこととしており

ます。

本日も審議いただくのは、そのうち市川区域に係る臨港地区で、赤く囲まれた区域となります。

次に、第1号議案書の3ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

赤枠で囲ってある区域が、今回お諮りする市川の臨港地区です。本地区は、JR京葉線・市川塩浜駅に近接し、東京湾に面した海岸部に位置しています。

都市計画の用途地域としては、既に工業専用地域が指定されており、鉄鋼関連の工場や物流施設などが多く立地しています。

次に、区域の詳細について説明いたします。

4ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

今回、赤枠で囲った区域、約59haを臨港地区に決定するものです。

本区域は、港湾計画に基づき、公共埠頭、岸壁、護岸等の港湾施設が設置されており、今後、港湾機能を維持・保全し、適正な土地利用を誘導する必要がある区域を決定するものです。

また、都市計画マスタープラン等においては、港湾機能や交通条件に恵まれ、優れた立地条件を有する工業・流通ゾーンとして位置づけられております。

今回の臨港地区の決定により、港湾機能を持った工業・流通業務地として土地利用を保全し誘導することは、都市計画の上位計画との整合が取れたものとなっております。

最後に、本議案について、昨年10月7日から21日までの2週間、都市計画案の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま第1号議案について事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。

（「なし」の声あり）

会 長 　それでは、第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（ 　 挙 手 全 員 ）

会 長 　全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します

## 第2号議案

会 長 　次に、

第2号議案 佐倉都市計画道路の変更について  
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 　第2号議案 佐倉都市計画道路の変更について説明いたします。

今回ご審議いただくのは、佐倉都市計画道路3・4・8号馬渡萩山線の変更です。

第2号議案付書の4ページ、またはスクリーンをご覧ください。

スクリーン中央にJR佐倉駅、北に京成線の佐倉駅があります。また、北側に国道296号、南側に国道51号が東西に走っています。

今回ご審議いただく都市計画道路は、南側の国道51号と北側の国道296号を結び、佐倉市の中心地域を南北に縦貫する重要な幹線道路です。

次に、変更の概要について説明いたします。

議案書9ページの参考図、またはスクリーンをご覧ください。

スクリーンの右側が変更前の計画図です。

変更前は、国道51号の馬渡地先を起点として、北に総延長9,810m、幅員18mの路線となっております。

この都市計画道路は、国道、県道、市道と管理者が混在しております。一般県道佐倉停車場千代田線より北側は国道と県道、南側は市道となっております。

次に、左側の変更案をご覧ください。

今回、南側の市道部分の起点部を東側の国道51号との既存交差点に移動し、黄色の線から赤の点線へ線形を変更いたします。

また、平成24年の地方分権に係る都市計画法の改正により「道路の管理区分に応じ、その管理者が都市計画決定を行うこと」とされたことから、本路線についても、県と市の管理区分に応じ路線を分割し、それぞれが決定・変更することといたしました。

これにより、県道佐倉停車場千代田線から北側を県決定の路線とし、起点を従来の馬渡から寺崎に移動し、都市計画道路の名称も寺崎萩山線とし、総延長を4,850mに変更するものです。

また、法の改正により「車線数を定める」となったことから、車線数を2車線とし、新たに追加するものです。

また、佐倉停車場千代田線から南側の、県の都市計画道路が廃止となる区間、市が管理する区間については、総延長5,170mの都市計画道路岩富寺崎線として市が決定することとし、早期に整備を図ることとしております。

最後に、千葉県決定の都市計画道路の変更案について、昨年10月7日から21日までの2週間、案の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 　ただいま第2号議案について事務局から説明をいただきました。ご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

会 長 　それでは、第2号議案について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

会 長 　全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定します。

### 第3号議案

会 長 次に、

第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（富津市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案について説明いたします。

本日付議する案件は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件です。産業廃棄物処理施設の計画に係るものです。

1ページ、またはスクリーンをご覧ください。処理施設の敷地の位置についてです。

産業廃棄物処理施設で、施設の設置者は、株式会社エス・イーティ 代表取締役 齊藤吉彦です。

敷地の位置は富津市新富で、敷地面積は約3,400㎡です。敷地は工業地域に位置しています。

2ページ、またはスクリーンをご覧ください。計画概要です。

施設の種別は産業廃棄物処理施設です。

今回の申請地については、申請者が既に事業を行っています。食品加工工場から排出される食品残渣物を破碎や発酵処理をし、飼料として売却するリサイクル施設ですが、既存の処理施設、つまり食品残渣の破碎、発酵等の施設は建築基準法第51条の許可が不要なものです。今回、事業拡大を計画し、水分を多く含んだ食品残渣物も受け入れし処理可能とするため、既存の発酵処理の前後に汚泥、これは食品残渣のペースト状の物が汚泥という扱いになりますので、この汚泥の脱水及び乾燥処理を追加することになりました。

この汚泥の脱水及び乾燥の一日当たりの処理能力は、脱水機1基で35.20㎡、乾燥機3基で41.46㎡となっています。汚泥の脱水及び乾燥施設で、一日当たりの処理能力が工業地域内でそれぞれ30㎡、20㎡を超えることから、産業廃棄物処理施設として新規に法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

3ページ、またはスクリーンをご覧ください。位置図により説明いたします。

計画地は、JR内房線・青堀駅から西へ約2kmの位置にあります。

計画地は工業地域にあります。

計画地の周辺には、許可基準にある100m以内の範囲に学校、病院等はなく、都市施設もありません。また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

4ページ、またはスクリーンをご覧ください。計画図により説明いたします。

主な搬出入経路としては、幅員50mの主要地方道木更津富津線であり、そこから幅員20mの市道1187号線、市道1354号線を経由し計画地へと接続します。

搬出入車両は4トン車から10トン車で、一日当たり搬出入の合計32台と予想されており、発生交通量による主な搬出入経路である主要地方道木更津富津線に対する影響について支障ないと考えております。

スクリーンの資料をご覧ください。付近建築物用途現況図です。

図上の紫色に塗った建物が工業施設の用途となります。計画地の周囲100m以内に学校

や病院など環境に配慮を要する施設はありません。

隣接地所有者及び工業団地内企業へは事前に事業説明等を行っていますが、特段反対等はありません。

次に、6ページの配置図、またはスクリーンをご覧ください。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

市道を経て搬入された食品残渣物は、トラックスケールにより計量後、受入保管場所に運び込まれ、その後、建物内での処理が行われることとなります。今回の計画ですが、処理工程はすべて建築物内での処理となります。

処理された食品残渣物は家畜の飼料や肥料となり、処理後、保管場所に運ばれます。

なお、施設内での作業時間は24時間で、日曜日は原則作業を行いません。また、廃棄物の搬出入時間については、午前8時から午後5時までを予定しています。

敷地内の排水について説明いたします。

計画地内の排水については、乾燥、脱水の処理工程から、または施設の洗浄等からの排水があります。それらの排水については、敷地北東部分にある油水分離槽、浄化槽を経て、前面道路埋設の富津市管理の排水管へと接続されます。

続きまして、7ページの環境関係法令等との適合状況について、またはスクリーンをご覧ください。

環境対策について申し上げます。

既に、廃棄物処理法の規定による許可申請手続に伴い、県環境部局と事業者で事前協議が終了しております。

この中で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査報告として、事業者から提出された生活環境影響調査報告書の内容の審査を行い、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本案件は、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、法令の適用を受ける騒音、振動、悪臭に係る環境基準を遵守した計画となっております。

ここで、本施設における騒音と振動、悪臭の適合状況について説明いたします。

敷地内にある処理施設を稼働させた状態で、敷地境界においての値を予測しました。その結果、富津市環境条例に基づく夜間の騒音規制値 60dB に対して、予測値の最大値が 57dB となっております。

また、振動については、富津市環境条例に基づく夜間の振動規制値 60dB に対して予測値の最大値が 54dB となっており、基準値に適合しております。

悪臭については、処理工程を密閉式にすることや脱臭装置の設置、消臭剤噴霧器の設置等により悪臭対策を行っており、基準を遵守する計画となっております。

最後に、本施設の計画につきましては、許可申請にあたり、富津市関係部局より、都市計画上支障がない旨調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第3号議案について事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。  
委 員 議案に反対するものではないですが、1点、確認をさせていただきたいと思っております。  
今回の事業者の前の事業者で、同じ場所で不二窯業という事業者が食品残渣の処理をや

っていました。その当時、富津市に悪臭の苦情が近隣から寄せられたという情報が入っているのですが、いま説明があったように環境上は適合しているということですが、前の不二窯業と今の事業者は施設の違いがあるのか、処理の違いがあるのか、悪臭が消えているのかどうかあたりがわかれば教えていただければと思います。

事務局 委員おっしゃるとおり、平成 19 年から不二窯業株式会社が食品リサイクル事業を行っていました。平成 23 年に今の申請者である株式会社エス・イーティが土地・施設とも購入し、その後の事業を行っております。その際に環境部局からの指導を受けまして、原因となるような施設については一部使用を止めております。今回、この許可にあたって、新たな機械の設置等についても適切な機器を設置するという計画をいただいておりますので、今後はそのような問題は発生しないと理解しております。

会 長 ほかにいかがでしょうか。  
(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。  
第 3 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。  
よって、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 3 号議案を原案どおり可決することに決定します。

ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

事務局からほかに何かありますか。

事務局 特にございません。

会 長 特にないということですので、この後の進行は司会にお返しします。

## 9. 閉 会

司 会 それでは、これで第 178 回千葉県都市計画審議会を閉会します。  
本日は、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —